

令和4年度

事業概要

令和4年6月1日現在

大田区選挙管理委員会

I 組織

1 選挙管理委員会

当該地方公共団体に設置される合議体の執行機関で、当該地方公共団体又は国、他の地方公共団体その他の公共団体の選挙に関する事務及びこれに関係ある事務を管理するために設置される（地方自治法（以下「自治法」という。）第180条の5及び地方自治法施行令第134条～第140条）。

選挙管理委員は、当該地方公共団体の議会において選挙される。選挙では、4人の委員と同数の補充員が選出され、任期は4年である。

委員長は委員の中から選挙される。

また、委員長は委員長職務代理者を指定する（自治法第187条）。

公職選挙法（以下「公選法」という。）第136条の規定により、選挙管理委員はその在職中選挙運動をすることができない。

定例委員会は、原則月2回（2日、15日）開催し、臨時委員会は必要の都度開催する。

2 委員及び補充員

（令和4年6月1日現在。任期 令和元年5月30日～令和5年5月29日）

(1) 委員

	氏名	就任年月日	所属
委員	安藤 充	令和元年5月30日	自由民主党
委員	荒川 善夫	令和元年5月30日	公明党
委員	岡崎 幸夫	令和元年5月30日	無所属
委員	色部 祐	令和4年6月1日	無所属

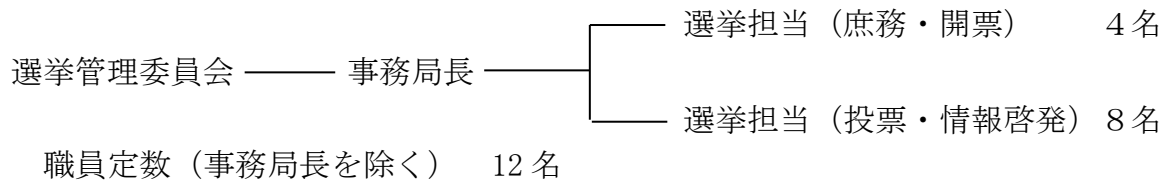
(2) 補充員

	氏名	就任年月日	所属
補充員	河津 章夫	令和元年5月30日	自由民主党
補充員	飯田 茂	令和元年5月30日	公明党
補充員	山崎 勝広	令和元年5月30日	国民民主党

3 事務局（令和4年6月1日現在）

選挙管理委員会の事務執行を補助するため事務局が設置されている。

(1) 事務局の組織（計13名）



(2) 職員配置状況

事務局長1名、担当係長3名、主任2名、主事7名が配置されている。

(3) 事務分掌

ア 庶務・開票担当（4名）

- (ア) 委員会に関すること
- (イ) 予算、決算及び経理に関すること
- (ウ) 選挙運動及び政治活動に関すること
- (エ) 政治資金規正法に関すること
- (オ) 選挙争訟に関すること
- (カ) 開票区に関すること
- (キ) 選挙に関する調査及び統計等に関すること

※選挙時は、事務従事者の配置・報酬等の支払い、選挙運動、開票、区議・区長選挙の公費負担などを担当する。

イ 投票・情報啓発担当（8名）

- (ア) 選挙人名簿に関すること
- (イ) 選挙及び住民投票の事務の管理執行に関すること
- (ウ) 直接請求に関すること
- (エ) 不在者投票（他自治体の管理投票）の事務に関すること
- (オ) 投票区に関すること
- (カ) 広報の統括に関すること
- (キ) 選挙啓発の統括に関すること
- (ク) 主権者教育支援に関すること
- (ケ) 明るい選挙推進委員に関すること
- (コ) 検察審査員候補者予定者の選定に関すること
- (ク) 裁判員候補者予定者の選定に関すること

※選挙時は、期日前投票、不在者投票、在外投票、投票所の準備・整理・資材・物品の調達等、投票管理者・立会人の選任・報酬の支払い、ポスター掲示場、投票所入場整理券、選挙公報、選挙時啓発などを担当する。

II 事業概要

選挙管理委員会は、当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関する事務を管理・執行し、また、法令によってその権限とされたその他の選挙に関する事務（例 国、都の選挙に関する事務）及びこれに関係する事務を執行する。

1 名簿調製事務

(1) 選挙人名簿の調製

選挙人名簿の調製機関は区市町村の選挙管理委員会であり、名簿への登録をはじめ、表示、表示の消除、登録の抹消、登録の移替え、異議の申出に対する決定等はすべて選挙管理委員会によって行われる。

この選挙人名簿は、国会議員の選挙、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙を通じ共通の名簿として用いられる。

選挙人名簿への登録は、毎年4回、及び選挙が行われる際に行われる。

ア 定時登録 定時登録は年4回（3月、6月、9月、12月）行われる。

イ 選挙時登録 選挙の公示又は告示日の前日を基準日として、選挙時登録が行われる。

(2) 在外選挙人名簿の調製

平成10年の公選法の改正により、国外に居住する日本人も国政選挙（当初、比例代表選挙のみ）について選挙権を行使できるようになった。その後、平成18年の公選法の改正により、比例代表選挙に加えて（小）選挙区選挙も投票できるようになった。

選挙人名簿の登録は、住民基本台帳制度が完備されていることから職権で行われるのに対して、在外選挙人名簿の登録は、国外における在外邦人の動向を正確に把握する方法がないため、申請主義によることとされている。在外選挙人名簿に登録された者に対しては、在外選挙人証が交付される。

●選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数の推移（増減は前年比）

	選挙人名簿登録者数				在外選挙人名簿登録者数			
	男	女	合計	増減	男	女	合計	増減
平成24年9月2日	289,283	288,984	578,267	1,519	674	640	1,314	-36
平成25年9月2日	290,444	290,897	581,341	3,074	740	699	1,439	125
平成26年9月2日	292,226	293,120	585,346	4,005	659	659	1,318	-121
平成27年9月2日	292,734	293,774	586,508	1,162	628	653	1,281	-37
平成28年9月2日	303,021	304,101	607,122	20,614	672	680	1,352	71
平成29年9月1日	303,421	306,090	509,511	2,389	614	669	1,283	-69
平成30年9月3日	304,914	309,026	613,940	4,429	578	673	1,251	-32
令和元年9月2日	306,517	312,101	618,618	4,678	592	698	1,290	39
令和2年9月1日	307,773	314,456	622,229	3,611	548	658	1,206	-84
令和3年9月1日	306,766	313,353	620,119	-2,110	495	618	1,113	-93

●衆議院議員小選挙区別選挙人名簿登録者数

令和3年9月1日現在

	選挙人名簿登録者数			在外選挙人名簿登録者数		
	男	女	合計	男	女	合計
東京都第三区	67,474	76,590	144,064	182	241	423
東京都第四区	239,292	236,763	476,055	313	377	690
合 計	306,766	313,353	620,119	495	618	1,113

2 投票

(1) 選挙の当日における投票

大田区には、現在 70 の投票区があり、各投票区にはそれぞれ投票所が設けられる。選挙人は、選挙の当日、自己の属する投票区の投票所に行き、選挙人名簿（抄本）の対照を経て、投票するのが原則である。ただし、投票日に仕事や旅行その他の用事の予定がある選挙人は(2)又は(3)の方法で、投票することができる。

(2) 期日前投票

期日前投票は、選挙の公示又は告示日の翌日から投票日前日までの期間、午前 8 時 30 分から午後 8 時まで行うことができる。

なお、大田区では下記のとおり期日前投票所を開設している。

場 所	期 間
大田区役所本庁舎	選挙の公示又は告示日の翌日から選挙期日の前日まで
特別出張所 (18 箇所)	選挙期日の 7 日前から選挙期日の前日まで ※ただし、区の選挙については選挙の告示日の翌日（選挙期日の 6 日前）から選挙期日の前日まで

(3) 不在者投票

ア 大田区外で行う不在者投票

選挙の期日に他の区市町村に滞在中の選挙人は、名簿登録地の選挙管理委員会に投票用紙等を請求して、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票を行うことができる。

イ 指定病院等で行う不在者投票

都道府県の選挙管理委員会により指定されている病院や老人ホームなどに入院、入所中の選挙人は、当該指定病院等の長を通じて投票用紙等を請求し、当該施設内で不在者投票を行うことができる。

ウ 郵便等による不在者投票

公選法施行令第 59 条の 2 で定める一定の障害等を有する選挙人は、名簿登録地の選挙管理委員会に申請し「郵便等投票証明書」の交付を受けることができる。この郵便等投票証明書の交付を受けた選挙人は、選挙期日の 4 日前までに投票用紙等の

交付を請求し、自宅等において不在者投票をすることができる。投票は、選挙管理委員会に郵便で送付する。

エ 特定国外派遣組織に属する選挙人について不在者投票

特定国外派遣組織に属する選挙人は当該組織の長を通じて投票用紙等を請求し、長が管理する投票を記載する場所において投票することができる。平成18年6月の公選法改正により創設された。

○特定国外派遣組織 次の組織で総務大臣が指定したものをいう。

- i いわゆる海賊対処法第7条第1項の規定に基づき国外に派遣される自衛隊の部隊
- ii 国際平和協力隊
- iii 防衛省設置法第4条第9号に規定する教育訓練を国外において行う自衛隊の部隊等
- iv 国際緊急援助隊

オ 洋上投票

衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙に限り、選挙の当日、遠洋区域を航行区域とする船舶等（指定船舶）で日本国外の区域を航行している船員は、船内からファクシミリ装置を用いて投票できる。

カ 南極投票

平成18年6月の公選法改正により南極地域観測隊員については、洋上投票に準じてファクシミリ装置を用いて投票することができるようになった。衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙が対象となる。

キ 特例郵便等投票

投票用紙等の請求時において、新型コロナウイルス感染症で外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が選挙の期日の公（告）示日の翌日から選挙期日までの期間にかかると見込まれる選挙人が、郵便等による不在者投票制度を利用して投票できる。在外選挙人も利用可能。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（法律第八十二号、令和3年6月23日施行）の成立による。

●最近の選挙における期日前投票者・不在者投票者（管理者別内訳）の数

		H31.4.21		R元.7.21	R2.7.5	R3.7.4	R3.10.31		
		区議選	区議選	参議選 (東京都選出)	都知事	都議選	衆議選(小選挙区選出)		
							3区	4区	合計
1 大田区選管委員長 に対してなしたもの	不在者投票※	1	1	9	5	8	0	3	3
	期日前投票	72,150	72,130	97,501	100,457	89,177	32,560	95,886	128,446
	合計	72,151	72,131	97,510	100,462	89,185	32,560	95,889	128,449
2 業務地、旅行地又は居住地等の区		119	119	535	307	150	234	527	761
3 船長に対してなしたもの		0	0	0	0	0	0	1	1
4 病院長、老人ホームの長または国立		1,103	1,121	1,355	1,447	1,193	352	979	1,331
5 身体障害者支援施設の長または保		23	23	22	20	19	2	25	27
6 刑事施設の長、警察留置場の留置		1	1	15	17	19	2	8	10
7 少年院の長又は婦人補導員の長に		0	0	1	1	9	0	2	2
8 特定国外派遣組織の長に対してなし		0	0	0	0	0	0	0	0
9 南極地域調査組織の長に対してなし				0			0	0	0
10 郵便によりなしたもの(郵便等投票)		311	309	342	306	299	84	244	328
11 特例郵便等投票によりなしたもの						6	0	6	6
総計		73,708	73,704	99,780	102,560	90,861	33,234	97,681	130,915

※1のうち不在者投票とあるのは、期日前投票の時点では選挙権がないが、投票日には選挙権があるものの数（例 選挙の当日には18歳であるが、期日前投票の時点では17歳の者等）これらの選挙人は、期日前投票所においても、不在者投票の方法で投票することになる。

(4) 在外投票

在外選挙人名簿に登録されている選挙人（以下「在外選挙人」という。）は、衆議院議員選挙及び参議院議員選挙において、下記の方法で投票することができる。

ア 在外公館投票

在外選挙人は、在外選挙人証及び旅券等を提示して、選挙の公（告）示日の翌日から選挙期日の6日前まで在外公館等の投票記載場所において投票を行うことができる。

イ 郵便等投票

在外選挙人は、選挙期日の4日前までに、在外選挙人名簿登録地（以下「在外登録地」という。）の選挙管理委員会に対し、自分が署名した文書により投票用紙等の交付を請求し、現在いる場所において投票をすることができる。投票は、在外登録地の選挙管理委員会に郵便で送付する。

ウ 国内における投票

在外選挙人が一時的に日本国内に滞在する場合等は、選挙の公（告）示日の翌日から選挙期日の前日までの間は、在外登録地の選挙管理委員会が指定した期日前投票所においては期日前投票が、滞在地の選挙管理委員会が指定した場所においては不在者投票ができる。また、選挙の当日は指定在外選挙投票区における投票所において投票を行うことができる。

3 開票

開票会場は、平成 10 年 7 月の参議院議員選挙から大森スポーツセンターで実施している（それ以前は、大田区体育館で実施）。会場設営については、業者委託で行っている。

(1) 開票システムの導入

平成 4 年 7 月執行の参議院議員選挙が即日開票になったことに合わせ、バーコードで票を読み取る方式の開票システムを導入した。導入の結果、従来の電卓での集計に比べて早さ・正確性・従事者数の削減の効果が得られた。

(2) 分類機の導入

平成 12 年の公選法改正により、参議院議員選挙が非拘束名簿式比例代表制になり、候補者の分類作業が複雑になり、時間がかかるようになった。また、区職員数の減少により作業従事職員の確保も難しくなったため、投票用紙を分類する機械を導入してきた。その結果、従事者の削減や開票時間の短縮などに大きな効果をあげている。

●各選挙時における分類機使用台数

選挙	H27年	28年	28年	29年	29年	31年	R元年	2年	3年	3年
	区議	参議	知事	都議	衆議	区議	参議	知事	都議	衆議
	区長		都議補			区長		都議補		
台数	24	19	20	12	28	24	18	16	16	23

●最近の選挙における開票時間等

投票日	選挙名	開票会場	開票日 (選挙区)	開票時間
H29. 7. 2	都議会議員	大森スポーツセンターアリーナ	7月2日	20:45~23:28
H29. 10. 22	衆議院議員	大森スポーツセンター 健康体育室 (3区) アリーナ (4区)	10月22日 3区小選挙区	21:00~00:53
			3区比例代表	21:00~00:53
			4区小選挙区	21:00~00:55
			4区比例代表	21:00~01:47
H31. 4. 21	大田区議・区長	大森スポーツセンターアリーナ	4月22日 区議	08:00~13:18
			区長	08:00~11:57
R元. 7. 21	参議院議員	大森スポーツセンターアリーナ	7月21日 選挙区	21:00~01:34
			比例代表	21:00~03:02
R2. 7. 5	都知事	大森スポーツセンターアリーナ	7月5日	21:00~01:06
	都議会議員補欠			21:00~00:35
R3. 7. 4	都議会議員	大森スポーツセンターアリーナ	7月4日	20:45~00:13
R3. 10. 31	衆議院議員	大森スポーツセンター 健康体育室 (3区) アリーナ (4区)	10月31日 3区小選挙区	21:00~00:45
			3区比例代表	21:00~01:15
			4区小選挙区	21:00~01:20
			4区比例代表	21:00~01:47

4 立候補受付

大田区が選挙区となる選挙については、立候補届出の受付けを行う。

- (1) 立候補届出の受付けを行う日時
選挙期日の公（告）示日 午前8時30分～午後5時00分
- (2) 区が立候補届出の受付けを行う選挙
 - ア 区議会議員選挙、区長選挙
 - イ 都議会議員選挙
 - ウ 衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第四区）

5 その他の主な選挙執行事務

- (1) 投票所入場整理券の発送
世帯ごとに各選挙人の投票所入場整理券を郵送し、投票日や投票所の周知、投票所での事務処理の円滑化を図っている。

●入場整理券発送件数

執行日	選挙名	世帯数	個人数
H25. 7. 21	参議院議員選挙	352,609	577,908
H26. 2. 9	東京都知事選挙	349,901	574,460
H26. 12. 14	衆議院議員選挙	358,687	583,519
H27. 4. 26	大田区議会議員・大田区長選挙	350,369	572,557
H28. 7. 10	参議院議員選挙	365,472	598,318
H28. 7. 31	都知事・都議会議員補欠選挙	364,184	595,735
H29. 7. 2	東京都議会議員選挙	364,682	596,034
H29. 10. 22	衆議院議員選挙	374,060	607,256
H31. 4. 21	大田区議会議員・大田区長選挙	369,769	600,724
R元. 7. 21	参議院議員選挙	383,106	615,720
R2. 7. 5	都知事・都議会議員補欠選挙	381,164	611,554
R3. 7. 4	東京都議会議員選挙	381,448	609,564
R3. 10. 31	衆議院議員選挙	387,558	616,265

(2) 選挙公報の配布

立候補者の政策等を印刷した選挙公報を作成し、全世界帯に配布するとともに区の施設や民間の協力施設において配付している。

※令和3年10月執行の衆議院議員選挙における選挙公報の配付状況

- ア 各戸配布 401,766部
- イ 補完施設 129箇所

※区施設、公衆浴場、JR蒲田駅及び大森駅、東急蒲田駅、京急蒲田駅

(3) ポスター掲示場の設置

立候補者の選挙運動用ポスターを掲出するため、区内にポスター掲示場を設けている。ポスター掲示場の設置数は、公選法で投票区ごとにその面積及び選挙人名簿登録者の数から算出される。

※ポスター掲示場設置数（令和3年10月執行 衆議院議員選挙）577箇所

(4) 投票所設営のための条件整備

投票所の条件整備 投票所で必要な資材の調達、送り込みを行っている。バリアフリー（スロープや杖の置き場の設置）にも重点的に取り組んでいる。

(5) 投・開票の従事者等

ア 投票所の従事者

投票管理者及び立会人、区職員、アルバイトで構成されており、その選任を行っている（期日前投票所は業務委託により実施）。

なお、投票管理者、投票立会人については、特別出張所を通して選任している。

イ 開票所の従事者

開票管理者及び立会人、区職員、委託作業員で構成されており、その選任を行っている。

(6) 政治活動

政治活動の取り締まり権限は、公選法第7条により警察等となっているが、同法第201条の11第11項により、選挙管理委員会は違反文書（ポスター）の撤去命令を出すことができる。

(7) 選挙運動

ア 個人演説会

候補者は、公営施設（学校・集会施設）では1回目は無料で演説会を開催できる。その申請受理及び支払い（文化振興協会及び産業振興協会の施設）を行う。

イ 公費負担

選挙運動のうち、ポスター作成費、ビラ作成費、自動車関係費用については、公費負担の対象となる。その受付け、支払い業務を行う（区議・区長選のみ、都議選は受付業務のみ行う）。

ウ 収支報告

選挙運動費用については限度額があり、収支報告書の提出が義務付けられている。その受理及び公表業務を行う（区議・区長選のみ、都議選は受付業務のみ行う）。

エ 選挙期間中の候補者等に対する取り締まり権限は、政治活動と同様に警察等となっているが、選挙管理委員会は公選法第147条の違反文書（ポスター）の撤去命令及び第134条の選挙事務所閉鎖命令を出すことができる。

●最近の選挙執行状況

執行年月日	選挙種別			投票率
H24. 12. 16	東京都知事選挙	3区		66.21%
		4区		60.47%
	衆議院議員選挙（第46回）	3区	小選挙区	65.62%
			比例代表	65.59%
		4区	小選挙区	60.00%
		比例代表	59.98%	
H25. 6. 23	東京都議会議員選挙			44.50%
H25. 7. 21	参議院議員選挙（第23回）	選挙区		52.88%
		比例代表		52.87%
H26. 2. 9	東京都知事選挙			46.30%
H26. 12. 14	衆議院議員選挙（第47回）	3区	小選挙区	57.87%
			比例代表	57.87%
		4区	小選挙区	52.87%
			比例代表	52.26%
H27. 4. 26	大田区議会議員選挙			42.34%
	大田区長選挙			42.32%
H28. 7. 10	参議院議員選挙（第24回）	選挙区		56.54%
		比例代表		56.53%
H28. 7. 31	東京知事選挙			58.14%
	東京都議会議員補欠選挙			57.29%
H29. 7. 2	東京都議会議員選挙			50.74%
H29. 10. 22	衆議院議員選挙（第48回）	3区	小選挙区	57.21%
			比例代表	57.21%
		4区	小選挙区	50.74%
			比例代表	50.73%
H31. 4. 21	大田区議会議員選挙			42.74%
	大田区長選挙			42.73%
R元. 7. 21	参議院議員選挙（第25回）	選挙区		50.51%
		比例代表		50.50%
R2. 7. 5	東京知事選挙			53.44%
	東京都議会議員補欠選挙			52.80%
R3. 7. 4	東京都議会議員選挙			43.60%
R3. 10. 31	衆議院議員選挙（第49回）	3区	小選挙区	61.44%
			比例代表	61.43%
		4区	小選挙区	54.43%
			比例代表	54.43%

6 啓発事業

選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように、常時、選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならないと規定されている（公選法第6条）。大田区では、大田区明るい選挙推進協議会を設置し、また大田区明るい選挙推進委員を委嘱し、各種の啓発事業を行っている。

(1) 大田区明るい選挙推進協議会

区民の選挙に関する政治意識の向上を図り、かつ自主的な明るい選挙の推進及び明朗化に資することを目的に設置されている。平成18年4月から各種団体などから選出されていた構成委員を選挙管理委員と明るい選挙推進委員（18人）に限定して再発足した。会長は選挙管理委員会委員長が、副会長は選挙管理委員3人と明るい選挙推進委員3人が就任する。

(2) 大田区明るい選挙推進委員

各自治会（町会）から1人ずつ選出されている。出張所管内を地区とし、地区の啓発活動、研修会、選挙の啓発事業などに参加するのが主な活動である。

●地区別委員数（総数218人） 令和4年4月1日現在

地区	委員数	地区	委員数	地区	委員数
大森東	5	嶺町	5	糺谷	10
大森西	21	田園調布	9	羽田	19（欠1）
入新井	11	鶉の木	7	六郷	15（欠1）
馬込	19	久が原	5	矢口	18
池上	11	雪谷	9	蒲田西	17
新井宿	8	千束	8	蒲田東	19

(3) 主な啓発事業

- ア 推進委員機関紙 「ELECTION」の発行 年1回 25,000部
- イ 推進委員研修会 年2回 大学教授、マスコミ関係者による講演会等
（令和3年度は中止）
- ウ 常時啓発事業 OTAふれあいフェスタへの参加（令和3年度は中止）
子どもガーデンパーティーへの参加（令和3・4年度は中止）
- エ 事務局事業 明るい選挙ポスターコンクール 年1回
明るい選挙ポスター展 年1回
選挙体験教室
成人のつどい（令和3年度は出展中止）
推進協議会の地域活動支援
- オ 選挙時啓発事務 街頭啓発（令和3年度は中止）

7 その他の事務

(1) 検察審査員候補者予定者名簿調製事務（検察審査会）

検察審査会とは、裁判にかけられるべき人を裁判にかけなかったことが妥当かどうかを審査する機関である。全国の地方裁判所と主な地方裁判所の支部の所在地に合計165の検察審査会が設けられている。

東京地裁には東京第一検察審査会から東京第六検察審査会までの6つの検察審査会があり、毎年、東京第一検察審査会事務局から各区市町村選挙管理委員会に対して、6つの検察審査会の検察審査員候補者の割当員数の通知が来る。選挙管理委員会では、選挙人名簿に登録されている者の中から当該員数の者をくじで選定後、検察審査員候補者予定者名簿を調製し、10月15日までに東京第一検察審査会に送付する。

候補者予定者の中から検察審査員が選ばれる。検察審査会は11人の検察審査員によって構成され、全員の出席がないと議決できない。検察審査員の任期は6ヶ月である。

(2) 裁判員候補者予定者名簿調製事務（裁判員制度、平成20年度から実施）

裁判員制度は、国民が地方裁判所における、殺人、強盗致死傷等一定の重大な犯罪にかかる刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合にはどのような刑を科すかを裁判官とともに決める制度である。

毎年、地方裁判所から各区市町村選挙管理委員会に対して、裁判員候補者の割当員数の通知が来る。選挙管理委員会では、選挙人名簿に登録されている者の中から当該員数の者をくじで選定後、裁判員候補者予定者名簿を調製し、10月15日までに地方裁判所に送付する。

(3) 直接請求事務

自治法第74条から第88条までに定める直接請求などにかかる署名の審査及び投開票の管理を選挙管理委員会で行う。

●過去の直接請求（すべて条例の制定請求）

年	条例名	署名総数	無効署名率
昭和63年	四十人学級条例	89,490人	23.7%
平成元年	食品安全条例	29,522人	13.7%
平成6年	地域経済振興条例	44,988人	10.7%
平成8年	大田区民投票条例	30,666人	12.5%
平成18年	無防備平和条例	17,638人	10.9%
平成24年	原発の是非を問う 都民投票条例	16,218人	6.2%